

1 法律に基づいて設置した機関です

①地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

②委員会は市長の諮問に応じて実施し、委員の皆様からいただいた意見等は答申として取りまとめ、市長に報告します。

2 農業振興推進委員会の所掌事務

①農業振興に関する施策に関すること。

②その他農業振興の推進に関すること。

3 ご意見等をいただく事項

①厚木市都市農業振興計画に掲げている施策に対する点検・評価

②令和7年度から行う厚木農業振興地域整備計画の見直しに当たっての提言

③新たに実施する施策に対する意見 など